

荒廃農地等の再生・活用のための事業について

農政部農村振興課

1 県の取組方針

- ・ 荒廃農地を再整備し、担い手が活用できるようにする取組を推進
- ・ 事業規模や取組内容に応じて各補助事業を活用

2 主な補助事業

総事業費 区分	国事業名 (県事業名)	事業主体	要件等	補助率
200万円 以上	農業競争力強化基盤整備事業 〔経営体育成基盤整備事業 等〕	県	受益面積 20ha 以上 (中山間 10ha 以上)	国 50% (55%) 県 27.5%
	農地耕作条件改善事業 〔団体営土地改良事業〕	市町村等	受益者 2 者以上 農地中間管理機構との連携 【農地集積率 40% 以上 等、農地中間管理権の設 定割合 5% 以上】	国 50% (55%) 定額 県 1% 【10%】
	〔中山間地域農地集積 加速化支援事業〕	中山間地域農地集積加速化支援事業で取り組んだ 場合、当該事業の補助残の 1 / 2 を県で加算 ・ 全ての農地を 10 年以上中間管理機構へ貸付 ・ 農地集積率 65% 以上、集約化率 80% 以上		
200万円 未満	荒廃農地等利活用促進交付金 (同上)	農業者、 農業者の 団体等	5年間以上の耕作	国 50% (55%) 定額

補助率欄の () : 中山間地域等、【】: 農地中間管理機構活用型

※事業によっては補助率が異なる場合がある。

3 国の平成 29 年度予算額

農地耕作条件整備事業	235億6,200万円
荒廃農地等利活用促進交付金	2億3,100万円